

小中一貫型学校(施設一体型)の施設整備方針

～ 小学校と中学校を “ つなぐ ” ～

(原案)

令 和 4 年 2 月

板橋区教育委員会



板橋区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

目次

1	小中一貫型学校(施設一体型)の施設整備	3
2	本方針における検討項目	5
3	「学校施設」に関すること	6
3.1	施設整備	6
3.1.1	フロア構成・ゾーニング	7
3.1.2	校庭	7
3.1.3	屋内運動場（体育館）	7
3.1.4	プール	8
3.1.5	普通教室	8
3.1.6	特別教室	8
3.1.7	特別支援教育関係室	9
3.1.8	職員室・管理諸室	9
3.1.9	給食室・配膳室	9
3.1.10	学校図書館	10
3.1.11	多目的スペース	10
3.1.12	昇降口	10
3.1.13	地域開放	11
3.1.14	あいキッズ	11
3.1.15	学校家具・備品類	11
3.1.16	共用部分（階段・トイレ・手洗い場など）	11
3.1.17	防災備蓄倉庫	11

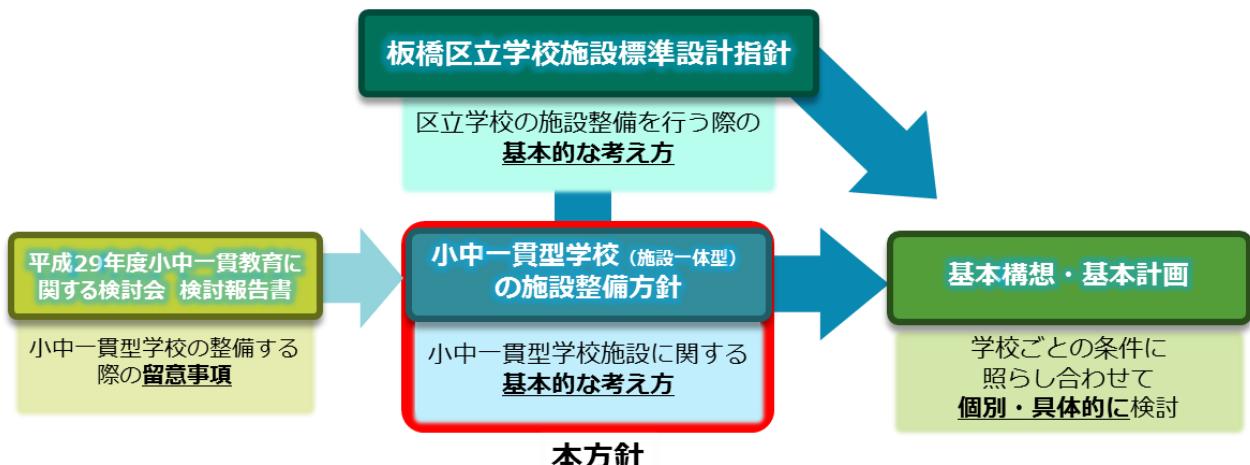
<基本資料編>

◆ 板橋区の小中一貫教育の経過	12
◆ 小中一貫型学校における制度類型	14
◆ 「学校運営」に関すること	16
▼ 教育内容	16
● 学年段階の区切り	16
● 教科担任制	17
● 学校運営方式	17
● 部活動	18
● 学校行事	18
● 特別支援教育	19
▼ 学校経営	20
● 教職員体制	20
● 板橋区コミュニティ・スクール（iCS）	20
▼ その他の機能	21
● 放課後対策（あいキッズ）	21
● PTA活動	21
● 地域開放	21
● 防災	21
◆ 「制度」に関すること	22
▼ 通学区域	22
▼ 入学予定校変更希望制	23
▼ 学びのエリアの他の小学校へのサポート	25

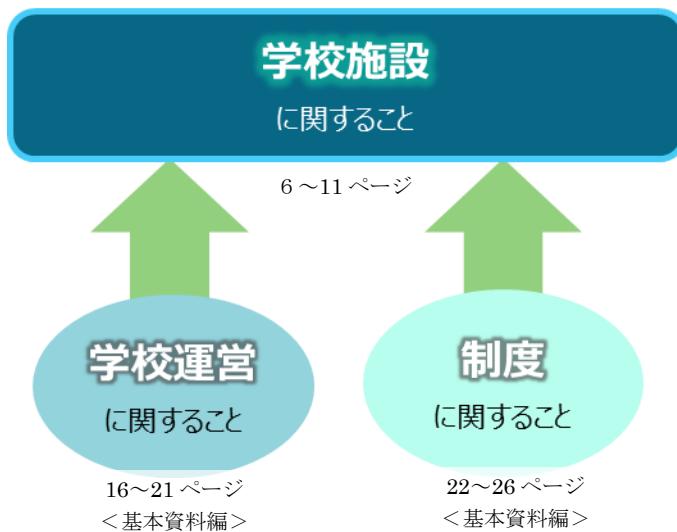
1 小中一貫型学校(施設一体型)の施設整備

この方針は、板橋区において小中一貫型学校（施設一体型）の施設整備を検討する際に、学校施設整備の基本的な考え方を示すためにまとめたものである。

したがって、施設整備の各項目の詳細については、検討する学校の敷地条件や周辺環境などを踏まえ、建築にかかる基本構想・基本計画および設計の際に、個別具体的に検討を行うものとする。



また、施設整備を検討するためには、小中一貫型学校での運営方法をイメージすることが重要であると考え、「学校運営」に関することや「制度」に関することについても一定の考え方を示している。



この方針の検討にあたっては、教育委員会事務局内に、学校運営に関する実務者（係長級）で構成した「小中一貫型学校整備プロジェクトチーム」を設置し、校長会等において現場で働く教職員の意見を吸い上げながら、まとめている。

なお、この方針内容は、『小学校と中学校との施設が一体となっている施設形態（以下「施設一体型」¹⁾』を前提としている（小学校と中学校との一部分が一体となっている場合を含む）。

そのため、『小学校と中学校とが道路を挟むなど隣り合って建っている施設形態（以下「施設隣接型」²⁾』や『小学校と中学校とが離れた場所に建っている施設形態（以下「施設分離型」³⁾』において、小中一貫型学校施設として整備する際には、学校運営や施設整備上の工夫などさらに新たな視点を付け加えた検討が必要であることを補足しておく。

【小中一貫教育に関する施設形態】

区分	校舎の設置状況		
①【施設一体型校舎】	<p>小中 全部一体的に設置（同一敷地）</p> <p>小 中 一部一体的に設置（同一敷地）</p> <p>小 中 中 全部一体的に設置（同一敷地、渡り廊下で接続）</p> <p>小 中 中 全部一体的に設置（異なる敷地、渡り廊下で接続）</p> <p>小 中 中 一部一体的に設置（異なる敷地）</p> <p>【本校舎】 【分校舎】 小中 小中 全部一体的に設置（本校舎・分校舎を設置）</p>		
②【施設隣接型校舎】	<p>小 中 別々に設置（同一敷地）</p> <p>小 中 別々に設置（隣接する敷地）</p>		
③【施設分離型校舎】	<p>小 中 別々に設置（隣接していない異なる敷地）</p> <p>小 中 別々に設置（隣接していない異なる敷地）</p> <p>小 中 中 別々に設置（隣接していない異なる敷地）</p>		
④ その他	<p>【施設一体型校舎】 小中 別々に設置（隣接していない異なる敷地）</p> <p>【施設一体型校舎】 小 中 別々に設置（隣接していない異なる敷地）</p> <p>【施設隣接型校舎】 小 中 別々に設置（隣接していない異なる敷地）</p>		

注) □は校舎を、■は敷地を示す。※上記表は、「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」

(学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)より抜粋

¹ 小中一貫教育を実施する学校施設の施設形態分類の一つであり、「施設一体型」とは、小学校と中学校の校舎の全部または一部が一体的に設置されている施設形態のこと。小学校と中学校の校舎が渡り廊下などでつながっているものを含む。

² 「施設隣接型」とは、小学校と中学校の校舎が同一敷地または隣接する敷地に別々に設置されている施設形態のこと。

³ 「施設分離型」とは、小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている施設形態のこと。

2 本方針における検討項目

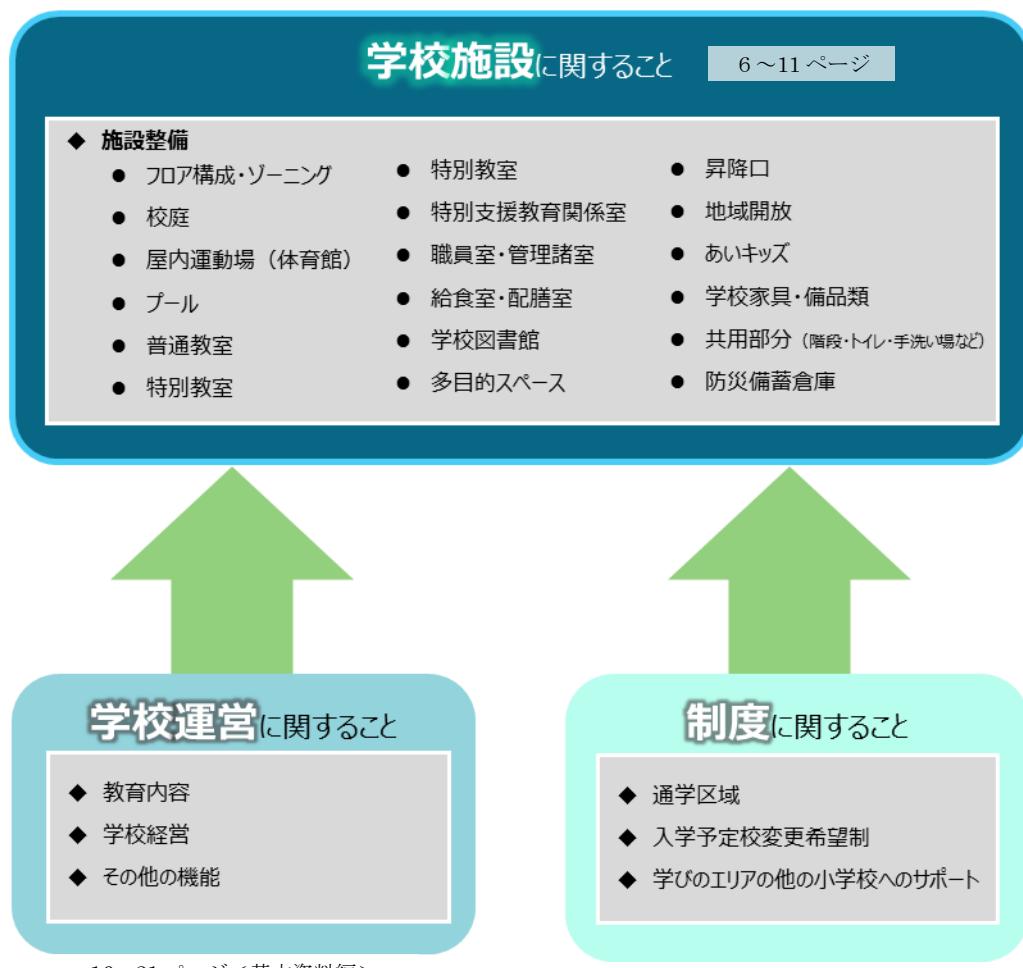
小中一貫型学校（施設一体型）の施設整備にあたり、検討すべき項目を

- 「学校施設」に関すること
- 「学校運営」に関すること
- 「制度」に関すること

に分け、項目ごとに基本的な考え方を示していく。

項番1（3ページ）にも記載のとおり、本方針は施設整備の方針であるため、「学校施設」に関することがメインテーマではあるが、学校施設を検討するためには、施設一体型での学校運営方法をイメージすることが重要であると考え、「学校運営」に関することや「制度」に関することについても、一定の考え方を示しているものである（基本資料編中の16ページ以降参照）。

【本方針における小中一貫型学校（施設一体型）の施設整備に向けた主な検討項目】



3 「学校施設」に関すること

3.1 施設整備

小中一貫型小学校・中学校（併設型小中学校）の施設整備においては、小・中学校間の運営上の違いに配慮しながら、9年間一貫した教育活動を含めた学校運営を可能とするとともに、児童・生徒の発達段階やユニバーサルデザインに配慮した施設環境を整備する。

板橋区において、小中一貫型小学校・中学校の施設整備を行う際には、既に検討済みである「平成29年度 小中一貫教育に関する検討会 検討報告書（平成30年4月 板橋区教育委員会）」の施設面の留意事項、本方針の基本資料編（12～26ページ）、他自治体の先行事例などを参考にしながら整備していく。

ただし、本方針の項目1（3ページ）にも記載のとおり、それぞれ当該校の基本構想・基本計画および設計に落とし込んでいく際には、板橋区立学校施設標準設計指針や本方針を基本としながらも、各々の校地面積や計画規模、敷地条件および当該校・当該地域の特性などに合わせ個別具体的に検討するものとする。なお、次ページ以降に記載している校庭・屋内運動場（体育館）などの各項目の広さ・スペースは、校地面積や計画規模、敷地条件などにより、児童・生徒の活動に大きな支障が生じない範囲で、条件に応じ適切な広さ・スペースを確保するものとする。

3.1.1 フロア構成・ゾーニング

学年段階の区切りは「6－3」を基本として、校舎のゾーニングなどの配置計画を行う。

ただし、小学校高学年における一部教科担任制の導入や部活動の参加、小・中学校相互の乗り入れ指導の推進など、子どもの発達段階・特性に応じた学年の区切りを意識した取組や、小学校と中学校を“つなぐ”円滑な移行のための期間という考え方を取り入れた配置計画とする。

配置計画は、ゾーニングやフロア区分、教室環境による成長段階に応じた変化のある演出（色分け・材質分け）など児童・生徒が自らの成長を実感できる工夫を行うとともに、生活時程（授業時間・休み時間・下校時間など）の違い、試験期間・校内放送・チャイムの運用などに配慮した計画とする。

なお、教育上・安全上支障が生じない範囲において小・中学校段階間で共同利用できる各室・空間や、異学年や学びのエリアの交流に使用できるスペース（多目的スペース）の充実など連携・多目的に活用できる各室・空間を計画する。

3.1.2 校庭

小学校と中学校との合同行事に対応できる広さと、行事に来校する保護者や関係者が観覧できるスペースを確保する。

安全確保のため、小学校の遊び場（特に放課後の「あいキッズ」での活動）と、中学校の部活動の実施場所とは、明確に区分けすることや、同じ時間帯に別々の活動を可能とするために、校庭および運動スペースをサブグラウンド・中庭・広場・屋上等を含んで複数か所確保することを基本とする。

板橋区では校地が狭小な学校が多いため、例えば曜日分けなどの運営面による区分けや、可動式の防球ネットやフェンスの設置等により校庭を区画・分割する手法を選択する場合もある。

3.1.3 屋内運動場（体育館）

小学校と中学校との合同行事への対応、各種競技に必要な面積の確保など、学校規模に応じた屋内運動場の機能を整備する。

9学年の体育の授業時間数に留意すると、屋内運動場スペースは、小学生用と中学生用として利用できるように複数か所整備する。

そのうち片方の屋内運動場スペースは、全校集会や始業式・終業式などの式典の際に9学年が一斉に入れる広さを確保する。

3.1.4 プール

年間を通しての管理面（水量含む）などを考慮し、室内設置など利用可能期間を延ばす方法を採用したうえで、小学生と中学生とで共用するプールを1か所設置する。

水深調節方法は、可動床方式、貯水方式、プールフロア利用方式などを採用する。

なお、地域条件によっては、近隣の体育施設（プール）を利用するファシリティマネジメント⁴の視点を取り入れ、プール設置の検討を行う。

3.1.5 普通教室

各室の計画にあたっては、例えば異学年交流、少人数指導による学習、グループ学習などの多様な学習集団・学習用途に弾力的に対応できる教室環境を整備する。

教科担任制の導入、小・中学校相互の乗り入れ指導など小学校段階の低・中・高学年用および中学校段階用とそれぞれ教室周辺の利用環境を考慮して普通教室と特別教室などを配置する。

また、将来の学級数の増減や社会情勢の変化などによる必要諸室として対応するためには、多目的スペースや可動式ロッカーなどを活用することにより、普通教室の兼用利用や放課後利用などについても検討する。

3.1.6 特別教室

小学校では家庭科室・理科室・図工室・音楽室、中学校では家庭科室（調理室・被服室）・理科室・美術室・技術室（金工室・木工室）・音楽室などがある。

家庭科室は、5年生からの利用および授業時間数に鑑み、小中共用で1か所とする。被服スペースについては、多目的スペースとの兼用も検討する。

その他、稼働率により、小中共用や別用途との兼用、バックヤードの共用使いなどについても検討する。

なお、「あいキッズ」の兼用拠点として利用可能な特別教室については、児童の動線に配慮したゾーニングを行う。

⁴ 「ファシリティマネジメント」とは、企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のこと。

3.1.7 特別支援教育関係室

特別支援教育関係室については、障がいの状態および特性、対象児童・生徒数の変動に応じ、9年間を“つなぐ”教育活動や一貫した支援を円滑かつ効果的に行えるよう配置する。

特に、特別支援学級（固定）は、同じ環境で9年間を通した“つなぐ”支援・指導を行っていくため、同じフロアへの配置を基本とする。同じフロア配置が難しい場合でも連携しやすい室配置とするよう配慮する。なお、教職員スペースについても考慮する。

3.1.8 職員室・管理諸室

小・中学校を一体的にマネジメントできる教職員の組織体制を生かし、小学校と中学校の教職員が連携して情報の共有や教育内容の充実、学校運営の円滑化を図ることができるよう職員室を1か所にする。小・中学校の授業や校務の時間帯の違いなども考慮しながら日常的に意見交換や打合せ、相談ができる環境を整え、フリーアドレス⁵や無線化についても検討する。

「校長室」「職員室」「事務・会議・印刷・休憩」の各室やスペースなどの管理諸室の配置は、日常的な業務連携やコミュニケーション、教室への移動動線などに配慮した計画とする。

学校規模によって、教員と児童・生徒の接触機会を増やすために、必要に応じて職員室とは別に教員の臨時執務机を配置したコーナーを確保する。その際には、職員室との連携に配慮する。

保健室は、当該校のフロア構成・ゾーニングや緊急搬送時の動線などを考慮し1か所もしくは複数か所の配置とする。また、使用頻度や来室目的を考慮しつつ、子どもたちの発達段階に応じた心と体への対応に配慮できる空間とする。なお、カウンセリングを行うことのできる空間を保健室内もしくは隣接した位置に設置する。

不登校対応における学校内で安心して過ごせる居場所の確保についても考慮する。

3.1.9 給食室・配膳室

給食室、食材搬出入口、調理員休憩室は1か所とし、食材納品を考慮し1階（道路に接する階）に配置する。また、小学校と中学校の調理が可能となるよう2系統調理の設備および面積を確保する。なお、運搬動線を考慮した配膳室や小荷物昇降機の設置を計画する。

⁵ 「フリーアドレス」とは、従来のように職員個人専用のデスクではなく、職員室・フロアに長机や椅子が設置されているところへ、自由に着席場所を選んで仕事をするスタイルのこと。

3.1.10 学校図書館

学校図書館は、「学校図書館法」（昭和28年法律第185号）に基づき、学校教育に必要な図書・資料を児童・生徒及び教員の利用に供することによって、児童・生徒の健全な教養を育成することを目的とした施設である。

この目的のために、児童・生徒数に応じた蔵書数を確保し、発達段階に応じたスペース・家具を設置する。

また、当該校のフロア構成・ゾーニングにより1か所もしくは複数か所の配置とする。いずれにしても発達段階に応じた室内レイアウトや学年段階ごとの利用を想定した配置とする。

なお、共通学習室・調べ学習室としての役割、多目的スペースとの連携、「あいキッズ」の兼用拠点などを考慮して、校舎内の利用しやすい位置に配置する。

3.1.11 多目的スペース

多目的スペースは、児童・生徒の動線を考慮して利用しやすい位置に適宜配置し、多目的に利用できる空間として計画する。なお、異学年交流や学びのエリアの他の小学校の児童との交流も考慮したスペースとする。

登下校時のアプローチ空間など、様々な移動空間も単なる移動空間としてだけではなく、日常的に自然に異学年交流を生む空間・スペースとして計画する。

3.1.12 昇降口

昇降口は、児童・生徒が登下校時および避難時の通行の場として同時に利用するため、防犯対策を考慮したうえで、安全かつ円滑に入りできるアプローチ方法や通路幅・空間を確保する。

登下校時のアプローチ空間などは、日常的に自然に異学年交流を生む空間として計画する。

ただし、学校規模によっては、屋外での異学年の交流に配慮しつつ、昇降口を分散して計画する。例えば、小学校低学年は、校庭から直接教室に入るアプローチ方法なども検討する。

3.1.13 地域開放

保護者や地域住民などが学校運営を支援する取組の利用も考慮した計画とする。

地域に開放する施設や範囲をゾーニングし、学校や地域の特性に応じた防犯対策・安全性を確保したうえで、休日利用も踏まえた地域利用のできる室として計画する。

なお、学校図書館や特別教室などの各諸室においても、必要に応じて、地域開放や災害時での利用の視点を取り入れて検討する。

3.1.14 あいキッズ

学校活動に支障がないように配慮しつつ、「東京都板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成27年板橋区条例第19号）に基づき、「あいキッズ」の活動拠点を設ける計画とする。校庭・屋内運動場（体育館）・学校図書館・一部の特別教室などは「あいキッズ」との兼用使いを基本としたゾーニングを行う。

3.1.15 学校家具・備品類

学校家具・備品類は、児童・生徒の発達段階、利用方法などを踏まえ、十分な耐用性・安全性を確保するとともに、児童・生徒の体格に合った家具・備品類を計画する。

また、児童・生徒のタブレット端末の使用などICT環境や教職員の働き方改革の視点などの社会情勢の変化に対応できるようフリーアドレスや可動式ロッカーなどフレキシブルな家具・備品類の計画を検討する。

3.1.16 共用部分（階段・トイレ・手洗い場など）

児童・生徒の発達段階の違いを考慮するとともに、ユニバーサルデザインの考え方などを取り入れ全体共用部分の計画を行う。

3.1.17 防災備蓄倉庫

防災備蓄倉庫は、当該校のハザードマップでの指定状況や避難所として主に利用することとなる屋内運動場（体育館）との物資運搬動線を考慮した配置計画とする。

＜基本資料編＞

◆ 板橋区の小中一貫教育の経過

板橋区では、平成 22 年度から、中学校単位に小学校と中学校をグループ化した「学びのエリア」による小中連携教育を導入し学校教育の充実を図った。令和 2 年度からは、この小中連携教育での取組を発展させ、学びのエリアごとに 9 年間の「めざす子ども像」と、それを実現するための教育活動の「基本方針」を設定・共有するとともに、義務教育 9 年間を通して、エリアの小・中学校が一体となって児童・生徒を育んでいく小中一貫教育をスタートさせた。

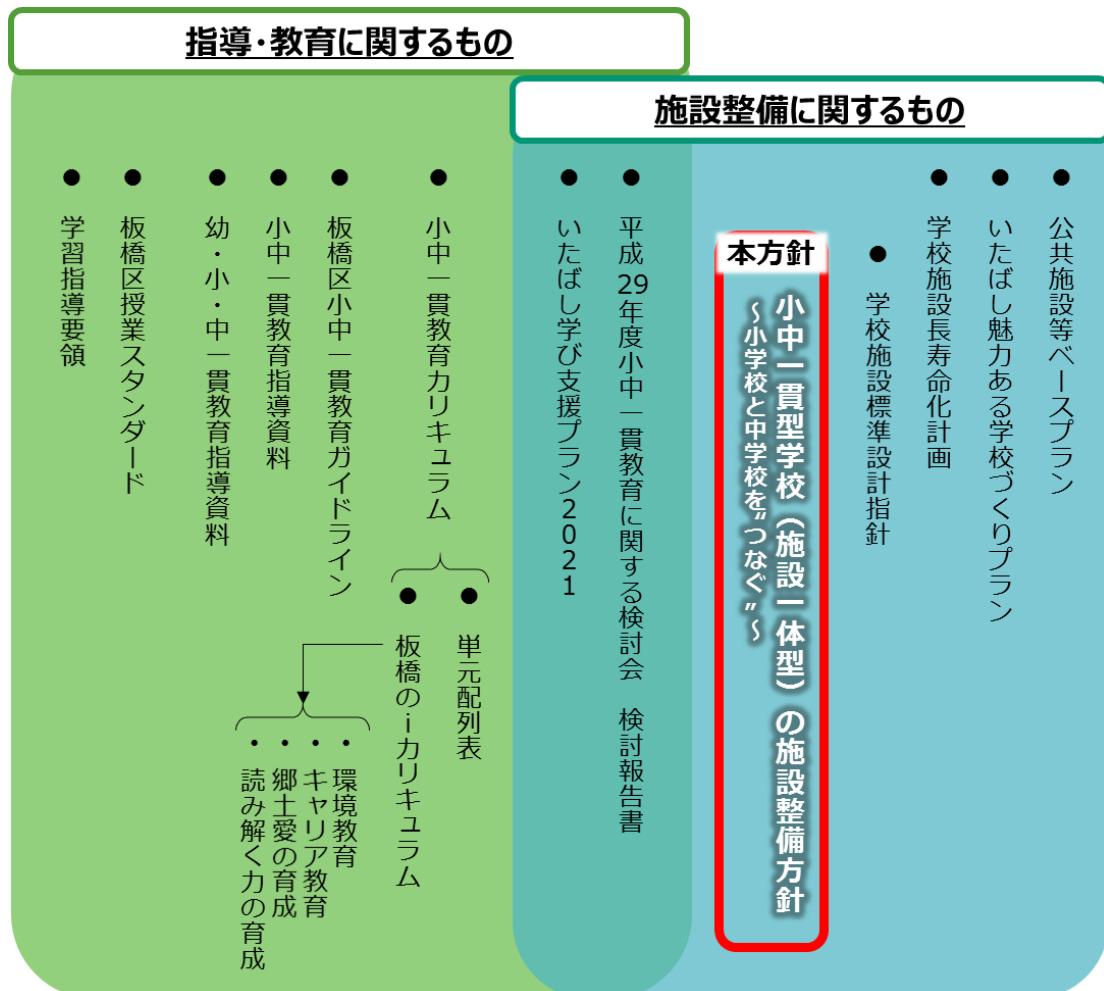
年 月	内 容
平成 19~21 年度	「幼・小・中連携モデル事業」の実施
平成 22 年 3 月	「幼・小・中一貫指導計画」の作成
平成 22 年 4 月	学びのエリアを導入し、小中連携教育スタート
平成 23 年 3 月	小・中学校の一貫性を踏まえた「キャリア教育推進資料」を作成
平成 23 年 4 月	「保幼小中一貫環境教育カリキュラム」を作成
平成 26 年 2 月	「いたばし魅力ある学校づくりプラン」公表
平成 28 年 4 月	研究奨励校制度で学びのエリアの小・中学校を 1 校ずつ指定し、研究の一体化を推進
平成 28~29 年度	「小中一貫教育指導資料（国語、算数・数学、英語、キャリア教育）」を作成
平成 30 年度～	学びのエリアの一部見直し
平成 30 年 4 月	「平成 29 年度 小中一貫教育に関する検討会 検討報告書」をまとめる 報告書において、以下の内容を記載 ・ 学びのエリアを核とした小中一貫教育の推進 ・ 板橋区小中一貫教育カリキュラムの作成 ・ 改築のタイミングを捉え小中一貫型学校の整備を検討 ・ 小中一貫型学校を施設整備する際の基本項目における留意事項
平成 31 年 4 月	学びのエリアにおける「めざす子ども像」「基本方針」の検討
令和元年 6 月	「いたばし魅力ある学校づくりプラン前期計画第二期対象校対応方針」 公表
令和 2 年 1 月	「いたばし学び支援プラン 2021」策定 プランにおいて、以下のことを記載。 『小中一貫教育の推進』…『板橋の i カリキュラム』の作成及び実践 『魅力ある学校づくりの推進』…小中一貫教育推進の視点を踏まえた施設整備について検討
令和 2 年 1 月	「板橋区小中一貫教育ガイドライン」を策定
令和 2 年 4 月	小中一貫教育スタート ・ 学びのエリアにおける「めざす子ども像」「基本方針」の決定 ・ 中学校での学年呼称変更（エリアの 7・8・9 年生）

令和2年8月	小中一貫型学校整備PTを設置
	板橋区の小中一貫型学校が備えるべき環境を具体化した方針策定に着手
令和2年11月	志村小・志村四中において、区内初の施設一体型小中一貫型学校を整備することが決まる。
	「魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）」より、施設一体型の小中一貫型学校整備の意見書が教育委員会へ提出され、この方向性を尊重しながら進めていくことを教育委員会にて決定。
令和3年1月	志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会を設置
令和3年3月	板橋のiカリキュラム（郷土愛の育成）の指導事例の作成
令和3年4月	板橋のiカリキュラム（読み解く力の育成）の指導計画の作成

本方針策定以降の見込

- 令和3年度～
 - 「小中一貫型学校（施設一体型）の施設整備方針」（本方針）策定
 - 「いたばし学び支援プラン2025」策定
 - 志村小・志村四中 基本構想・基本計画
基本設計・実施設計
改築工事
 - 「いたばし魅力ある学校づくりプラン」後期計画
 - 次期 板橋区教育ビジョン
 - 次期 板橋区基本計画

【小中一貫教育や学校施設整備に関する主な計画・資料・報告書など】



◆ 小中一貫型学校における制度類型

板橋区において、小中一貫型学校施設を設置する場合の制度類型は、『小中一貫型小学校・中学校（併設型小中学校）』⁶とする。

板橋区では、中学校単位に小学校と中学校をグループ化した「学びのエリア」において、施設分離型の施設状態での小中一貫教育を基軸としているため、小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整える一方で、同じ「学びのエリア」の複数の小学校同士が連携することも重要な要素となる。

したがって、既存の小学校と中学校の枠組みを生かして小中一貫教育を行うことのできる『小中一貫型小学校・中学校（併設型小中学校）』を制度類型として選択する。

義務教育学校⁷の導入については、今後の『小中一貫型小学校・中学校（併設型小中学校）』の設置・運営状況に応じて、義務教育学校の学校種を導入する必要があると判断される場合に検討するものとする。

板橋区では、学校教育の使命を

- ◆ 子どもたちが安心・安全に過ごすことのできる居場所をつくること
- ◆ 子どもたちが自己実現を達成するための確かな学力の定着・向上を図ること

と捉え、その手段の1つとして、小中一貫教育を推進している。

『小中一貫型小学校・中学校（併設型小中学校）』の学校整備では、小学校と中学校における教育を一貫して施す仕組みをより強化し、小学校と中学校の9年間の「学び」「居場所」を“つなぐ”。

さらに、板橋区における小中一貫教育の目標である「学力の定着・向上」「健全育成」「社会性の向上」などに向けて、施設が一体であることによるマネジメント力を生かして、学校教育の質の向上や学校運営の進め方などについて、板橋区全体の小中一貫教育のさらなる充実・発展に資する学校とすることを目的とする。

⁶ 「小中一貫型小学校・中学校」とは、平成28年4月1日施行の「学校教育法等の一部を改正する法律」において制度化された「小中一貫教育を実施することを目的とする制度類型」のうちの一つであり、互いに独立した小学校・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施す方式のこと。

「併設型小中学校」とは、「小中一貫型小学校・中学校」のうち「設置者が同一」の小・中学校のこと。反対に、公立の小学校と私立の中学校での小中一貫型小学校・中学校など「設置者が異なる」小・中学校の場合は、「連携型小中学校」という。

⁷ 「義務教育学校」とは、1人の校長の下、一つの教職員集団が9年間一貫した教育を行う新たな学校種のこと。

【小中一貫型学校における制度類型】

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校 (中学校併設型小学校・小学校併設型中学校)
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年
組織・運営	1人の校長、1つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織 (※) 小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 (例) <ul style="list-style-type: none"> ①. 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する。 ②. 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする。 ③. 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる。
教員免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 (当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能。)	所属する学校の免許状を保有していること
教育課程		<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成
(※)	小中一貫教育における教育管理職等の配置について、東京都においては、小・中学校が同一敷地内にある等の条件を満たすことにより、校長1人、副校長3人等の特例的な配置を行うことができる。	

◆ 「学校運営」に関するこ

▼ 教育内容

● 学年段階の区切り⁸

学びのエリアの他の小学校はもとより、区内外の小・中学校との転出入や円滑な接続を考慮し、板橋区の小中一貫型小学校・中学校における学年段階の区切りは、「6－3」を基本とする。ただし、小学校段階と中学校段階との間に、円滑な移行のための期間を意図的に設けることにより、子どもたちが小学校の環境から中学校の環境へと着実に移行できる（“つなぐ”）ように、学習指導面・生徒指導面の緩和を図っていく。

例えば、子どもの発達段階・特性に応じた学年の区切りを意識し、小学校高学年における一部教科担任制の導入、小学校高学年からの部活動への参加、小・中学校相互の乗り入れ指導などの取組についても、小・中学校の施設が一体であることによる移動面でのメリット、小・中学校教職員の情報共有のし易さ、小・中学校を一体的にマネジメントできる教職員の組織体制などを生かして、効果的に行っていく。



⁸ 「学年段階の区切り」とは、カリキュラム編成上の工夫や指導上の重点を設けるための便宜的な区切りを設定すること。

● 教科担任制

「板橋区小中一貫教育ガイドライン（令和2年1月）」⁹に基づき、指導体制の工夫・改善法の一つとして、『多面的な児童理解に基づく、組織的・協力的な指導の充実』『教員の専門性を生かした指導方法の工夫・改善』『教科担任制である中学校への円滑な接続と学びの連続性の確保』などをめざし、小学校高学年における一部教科担任制の導入を図る。

なお、令和3年1月の中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)において、令和4年度を目途とした小学校高学年からの一部教科担任制の導入が示されたところである。

国による導入の検討に合わせて、さらに小・中学校の施設が一体であることによる移動面でのメリット、小・中学校教職員の情報共有のし易さ、小・中学校を一体的にマネジメントできる教職員の組織体制などを生かして、9年間を通して貫いた指導や学年間の系統性をより意識した学習内容の充実など、効果的な取組を行っていく。

● 学校運営方式

板橋区において単独で改築した学校の調査を基に検証した「オープンスペース型¹⁰運営方式・教科センター方式検証報告書（令和元年12月）」¹¹を基本としつつ、検討する学校の敷地条件や周辺環境などを踏まえ、基本構想・基本計画の中で教科教室型¹²や特別教室型¹³も含めて、学校運営方式を決定していく。

なお、多目的に使用できるスペースを確保する場合は、小中一貫型小学校・中学校の児童・生徒の交流スペースや、学びのエリアの他の小学校の児童との交流も推進できるスペースとの兼用についても併せて考慮する。

⁹ 「板橋区小中一貫教育ガイドライン（令和2年1月）」とは、区における小中一貫教育のスタートにあたり、目的・目標・スケジュール・取組例などを示したもの。

¹⁰ 「オープンスペース型」とは、小学校において、普通教室に隣接したスペースを設置し教室の壁面を取り払うことで、教室と一体となった大きなスペースを生み出し、このスペースを活用した多様な学習活動を行うことができる学校運営方式のこと。

¹¹ 「オープンスペース型運営方式・教科センター方式検証報告書（令和元年12月）」とは、オープンスペース型を導入している区立小学校および教科センター方式・教科教室型を導入している区立中学校の調査を行い、各運営方式の検証を行ったもの。

¹² 「教科教室型」とは、中学校において、基本的に全ての授業が教科ごとに専用教室で実施され、必要に応じて生徒の活動拠点となるホームベースが設置されている学校運営方式のこと。

¹³ 「特別教室型」とは、いわゆる従来型の学校運営方式であり、普通教科は普通教室（ホームベース）で行い、音楽・技術・家庭科などの特別教科は特別教室で行う学校運営方式のこと。

● 部活動

「異年齢の児童・生徒と活動することによる社会性向上」「体力・技術の向上」「中学校への円滑な接続」「部活動の活性化」などをめざすとともに、児童・生徒の自主性や社会性を育む観点から、小学校高学年から部活動への参加（希望制）を認めることを検討する。

なお、小学校高学年から部活動への参加を認める際は、小学校の放課後対策からの視点や教職員の働き方改革の視点なども考慮しながら、小・中学校の施設が一体であることによる移動面でのメリットなどを生かして、効果的に行っていく。

● 学校行事

学校行事は、次のとおり実施することを基本とする。

- 始業式・終業式

小・中学校合同で実施する。

- 入学式・卒業式・修了式

それぞれ小・中学校別に実施する。

- 文化的行事・体育的行事

それぞれの行事の趣旨により、小学校と中学校の交流（“つなぐ”）視点を取り入れて実施する。

ただし、参加人数、校庭や屋内運動場などの行事開催場所の面積や施設形状による制限がある場合や、活動時間の確保や実施時間が長時間に渡る場合には、この限りではない。

なお、学校行事の目的や内容、活動時間などに応じて、小・中学校別や学年を区切って実施することなども教育委員会や学校長の判断により可能とする。

また、これまでの小・中学校や学びのエリアにおける伝統的・地域的なイベントや行事等がある場合の実施方法は、上記を参考としながら、学校および地域関係者・学校関係者の代表等で熟議のうえ決定していく。

● 特別支援教育

これまで同様、児童の障がいの状況や特性、支援・指導内容について「学校生活支援シート」および「個別の指導計画」を作成・共有し、9年間を通した切れ目のない“つなぐ”支援・指導を行うなど、小・中学校が合同で特別支援教育の充実を図ることによって、児童・生徒の障がいの程度や発達の段階に応じた支援・指導を小・中学校双方の教員が理解し、指導力を向上させることが重要である。

さらに、小・中学校教職員の情報共有のし易さや一体的にマネジメントできる組織体制などのメリットを生かした効果的な取組を行い、同じ環境での9年間を通した支援・指導により、児童やその保護者の中学校進学に対する不安の一部解消や児童・生徒の自立・社会参加に向けた主体的な取組を支援していく。

のことから、施設一体型の小中一貫型学校を整備するにあたり、当該小学校もしくは中学校のどちらかに特別支援学級（固定）が設置されている場合には、小中一貫型の特別支援学級（固定）とすることを基本とする。

周辺の特別支援学級（固定）の再編が必要になる場合には、小中一貫型学校へ移転するまでのスケジュールや方法などについて丁寧な説明を行うなどの調整を行う。ただし、地域の状況等により設置校を変更することが適当でないと判断される場合には、この限りでない。

特別支援教室（STEP UP 教室）についても、施設一体型小中一貫型学校では、より充実した連携が期待できる。拠点校・巡回校と学びのエリアとの関係性や小・中学校を“つなぐ”連携などを考慮し、可能であれば小中一貫型小学校・中学校の双方の学校を拠点校にするなど、より連携しやすい方法を調整する。

▼ 学校経営

● 教職員体制

教職員の定数・配置は、国および東京都の基準に基づいている。

小・中学校の一体的なマネジメントを可能とする観点や、全ての教職員が全児童・生徒の指導に関わることができる体制を構築するため、管理職を含め全教職員を兼務させる。

小中一貫型学校における制度類型（15ページ）の『小中一貫型小学校・中学校（併設型小中学校）』では、小学校と中学校のそれぞれに校長と教職員組織を置き、両校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定めることとしている。

ただし、板橋区では、小学校と中学校の枠組みは生かしつつ、小中一貫教育を行う小・中学校の施設が一体であることや小・中学校の組織を一体的にマネジメントすることの重要性に鑑み、東京都の特例基準を活用し、全体を統括する校長1人、副校長3人の教育管理職の特例的な配置を採用する。

● 板橋区コミュニティ・スクール¹⁴（iCS）

コミュニティ・スクール委員会（以下「CS委員会」）の体制については、CS委員会が地域の声を学校運営に反映することを目的としているため、教職員体制と連動させる必要がある。

設置手法は、一つのCS委員会として設置する場合や、小学校と中学校とにそれぞれCS委員会を設置し必要に応じて合同で開催する場合を選択できるように、規則改正をするなど具体的な制度整備を行っていく。

¹⁴ 「コミュニティ・スクール」とは、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組みのこと。

▼ その他の機能

● 放課後対策（あいキッズ）

「あいキッズ」については、「東京都板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 27 年板橋区条例第 19 号）に基づき、専用区画等を小学校との動線に配慮して整備する。

なお、放課後における校庭・屋内運動場（体育館）・学校図書館などの利用に関しては、中学校での授業や部活動での利用と「あいキッズ」での利用との共用が可能となるよう検討する。

「あいキッズ」が利用するスペースについては、学校の授業や部活動などで使用しない日時を情報共有し、空いている時間を「あいキッズ」が利用するなどの運営方法と併せて、学校図書館や特別教室等を「あいキッズ」の兼用拠点として利用可能なゾーニングを行うなど、運営面と施設面の両面から児童が安全に利用できるよう工夫する。

● PTA活動

PTA 組織は、小・中学校で一体化する場合や、小学校・中学校ごとに残しつつ、小中一貫に関わる協議は合同で行うなど活動内容や方法により連携を強化する場合を考えられる。

PTA 組織は任意団体であるため、当該校の保護者や地域・学校関係者などの意見を十分に踏まえて、必要に応じて PTA 活動を支援するための環境整備を図る。

● 地域開放

「東京都板橋区立学校施設開放条例」（平成 27 年板橋区条例第 50 号）に基づき、学校教育上支障のない範囲内で、地域に開放する学校施設機能についての環境整備を図っていく。

● 防災

児童・生徒の避難動線や指定避難所としての機能および防災備蓄倉庫の物資運搬動線などを考慮した環境整備を図っていく。

◆ 「制度」に関すること

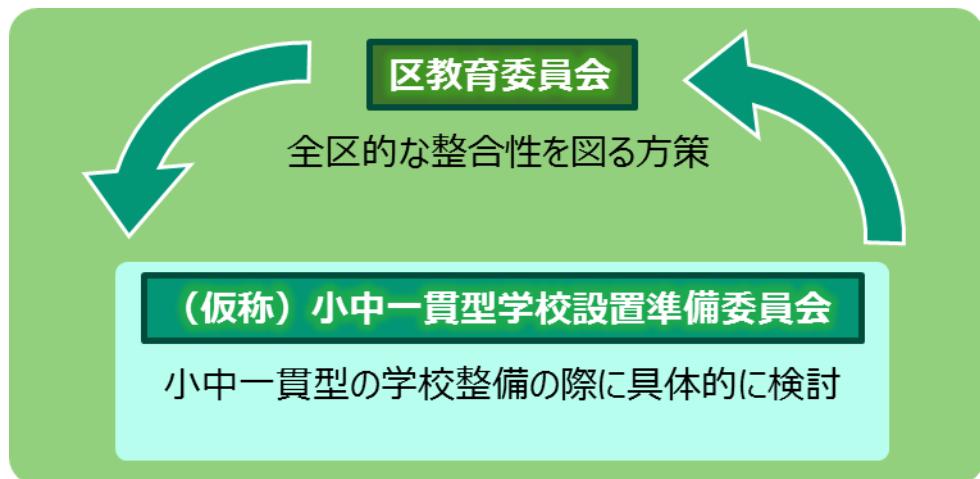
▼ 通学区域

通学区域について、区内には小・中学校の通学区域と学びのエリアが一致していない区域が多くあるため、今後、区域ごとに現状および課題を抽出し、通学区域と学びのエリアとの整合性を図るために方策について検討を行っていく。

その方策を踏まえ、さらに、小中一貫型学校整備に伴い生じる通学区域の見直しについては、関係する学校の地域関係者や学校関係者の代表者などで構成する「（仮称）小中一貫型学校設置準備委員会」で検討した内容を尊重し、区教育委員会が決定する。

なお、通学区域を見直すにあたっては、地形や交通状況のほかに、歴史的な経緯、学校を支えている町会や自治会、地域センター、青少年健全育成地区委員会、民生委員などの関わりを踏まえて総合的に検討を進めていく。

<イメージ図>



▼ 入学予定校変更希望制¹⁵

入学予定校変更希望制はこれまでと同様であるが、小中一貫型学校整備に伴い生じる制度上の課題としては、次のようなものが挙げられる。

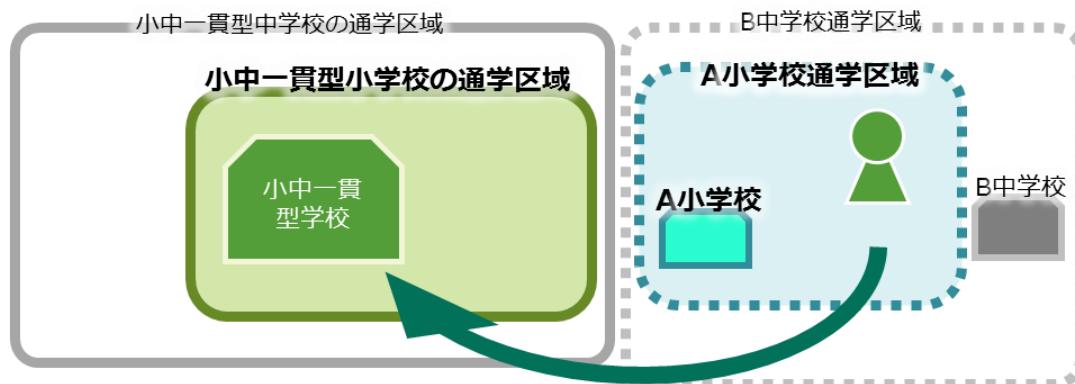
小中一貫型小学校（中学校併設型小学校）へ入学予定校変更希望制により入学した児童が、通学区域ではない小中一貫型中学校（小学校併設型中学校）へそのまま一貫的に進学を希望した場合に、現行制度では自動的に進学できないという課題がある。

これを改善していく方法として、そのまま一貫的に進学を希望した場合には、入学予定校変更希望制の手続きにより入学を優先できるように規則改正をするなど具体的な制度整備を検討していく。

¹⁵ 「入学予定校変更希望制」とは、通学区域校への入学が原則となるが、変更希望理由が区教育委員会の定める基準に該当する場合は、通学区域校以外の学校を希望できる制度のこと。ただし、受入制限や抽選などにより、希望校へ必ず入学できるとは限らない。

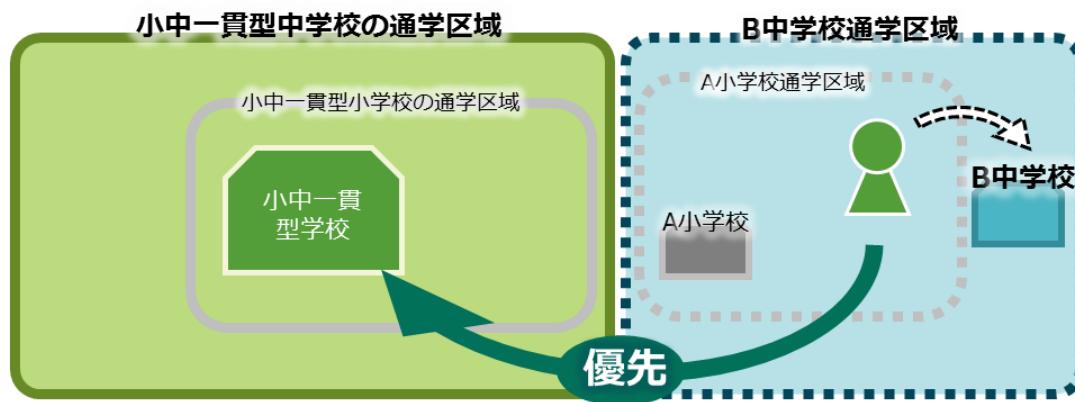
<イメージ図>

● 小学校に入学する時



入学予定校変更希望制
を利用して通学区域外から小中一貫型小学校へ入学

● その後、中学校に入学する時



小中一貫型小学校に入学した児童が、通学区域外からそのまま
小中一貫型中学校への進学を希望する場合は、

入学予定校変更希望制を利用して
小中一貫型中学校への**入学を優先**できるように制度整備を検討していく。

▼ 学びのエリアの他の小学校へのサポート

学びのエリアにおける小・中学校の構成が、「小学校1校 対 中学校1校」ではない場合には、学びのエリアの他の小学校から小中一貫型中学校（小学校併設型中学校）へと進学する際に、環境上の差が生じることが懸念される。

ただし、各学校の学習は、文部科学省が告示している『学習指導要領』¹⁶（各教科などの目標や内容、授業時数）を基に、各学校が教育課程を編成し実施するものである。また、区教育委員会が作成した「板橋の i カリキュラム」¹⁷（環境教育、キャリア教育、読み解く力、郷土愛）については、全ての区立小・中学校で実施するものである。

さらに、指導方法については、平成27年度から「板橋区授業スタンダード」¹⁸を導入し、各教科や指導者による大きな差異が生じないよう授業モデルを示している。

このように教育内容（学ぶ内容）はどの小・中学校においても同一であるため、学びのエリアの他の小学校児童へのサポートとは、教育内容（学ぶ内容）自体ではなく、学びのエリアにおける特徴的な取組内容に対するサポートということになる。

学びのエリアの取組では、9年間を通じた「めざす子ども像」の実現を図るため、小学校（教育）から中学校（教育）へ円滑に“つなぐ”ことや、エリア内の教職員・児童・生徒を“つなぐ”ことが重要になる。例えば、小学校指導要録や進学先への申し送り事項については、直前の学年での出来事だけでなく、それ以前の取組状況や事柄についてもきめ細かく行うことや、小学校児童の中学校での体験的な授業・活動への参加、小・中学校の教員相互の乗り入れ授業を実態に応じて取り入れていくなど、これまで行ってきた取組を発展させつつ、学びのエリアの他の小学校へのサポートを充実させていく。

なお、学びのエリアの複数の小学校それぞれが、特色ある教育活動を実践し、異なる経験を積んだ児童が一つの中学校で出会うことで、新たな学びが創造されたり、人間関係が広がったりする良さも大切にしていく。

¹⁶ 『学習指導要領』とは、全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程の基準のこと。およそ10年に一度改定され、教科書や時間割は、これを基に作られている。

¹⁷ 「板橋の i カリキュラム」とは、板橋区が重点を置く4つの教育課題について作成（予定含む）した「9年間を通じた指導計画や指導事例」のこと。

4つの重点的な教育課題とは、「環境教育の推進」「キャリア教育の充実」「読み解く力の育成」「郷土愛の育成」のこと。

¹⁸ 「板橋区授業スタンダード」とは、子どもたちに基礎的・基本的な学力の定着と思考力・表現力などの育成を図るために、1単位時間の流れを示した区立全小・中学校の授業の基本モデルのこと。

例えば、「1 授業の導入でめあてや学習の流れを示す、2 自分で課題を解決する時間を確保する、3 友達と自分の考えを交流する時間を確保する、4 授業の終わりに子ども自身で学んだことを振り返らせる」などがある。

